平成２６年（フ）第１６８号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3261番地の２
レオパレスコンドル109号、前住所埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原1140番地12
債務者　矢野ミシェルペレイラこと　ＹＡＮＯ　ＭＩＣＨＥＬ　ＰＥＲＥＩＲＡ
１　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１７２号
群馬県太田市台之郷町1153番地２
債務者　青木　恵子
１　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第７１号
福岡県行橋市大字下崎496番地４　鳥井原第２団地２号
債務者　中村　利恵
１　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
福岡県築上郡築上町大字安武1281番地13　安武第２団地44－４号
債務者　内藤　翔太
１　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
北海道久遠郡せたな町北檜山区栄64番地
債務者　両坂　　渉
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３７８号
函館市湯川町３丁目36番12号
債務者　日下　智幸
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４９４５号
大阪市城東区今福東３丁目10番18―408号
債務者　川﨑　松美
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４８号
大阪府東大阪市松原１丁目18番40号
債務者　押上　好子
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８３号
大阪府摂津市千里丘東２丁目７番２号
債務者　川井　美昭
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８９号
大阪府吹田市内本町１丁目15番20号
債務者　寺田　千浪
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９４号
大阪府茨木市中総持寺町11番49号　クイーンズコート総持寺102号
債務者　池田　克己
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３６号
大阪府高槻市氷室町１丁目９番２―102号
債務者　山田知榮子
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１７号
大阪市生野区田島３丁目３番４号、前住所大阪市生野区田島３丁目２番22号
債務者　山本　正美
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４４１号
大阪市平野区加美北５丁目６番20―102号
債務者　相馬　義信
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８０号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目18番35号
債務者　北田智希こと　安　　智希
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９９号
大阪府東大阪市御厨西ノ町２丁目３番14号メゾンド・ボヌール302号
債務者　長谷川惠子
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３６号
大阪府東大阪市永和１丁目26番25号　サンシャトー俊徳203号
債務者　片山　宏之
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１号
奈良県橿原市四条町10番地の１　四条市営住宅２―204号
債務者　田中　勝美
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係